

地域づくりに係る信州大学経法学部と松本市との連携協力に関する覚書

信州大学経法学部と松本市（以下「両機関」という。）は、平成17年6月13日付けで締結した信州大学と松本市との「連携協定書」に基づき、地域づくりの分野において相互に連携・協力し、資源及び研究成果等の交流を促進するため次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、両機関の連携のもと、地域コミュニティを基盤とする地域づくりの分野で相互に協力し、20年30年先も安心して幸せに暮らしていくことができる、住民が主体となった地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- 一 地域づくり活動に対する支援に関すること。
- 二 地域づくりに資する人材育成に関すること。
- 三 地域づくりに資する調査・研究に関すること。
- 四 地域づくりの推進に向けた意識啓発に関すること。
- 五 その他両機関が必要と認める事項

（研究連絡会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、研究連絡会を設置する。

（負担金）

第4条 前条に掲げる研究連絡会は、両機関からの負担金等により運営する。

（有効期間）

第5条 この覚書は、令和7年4月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（細 目）

第6条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

信州大学経法学部長

廣 瀬 純 夫



松本市長

臥 雲 義 尚

